

からの白山登路中、槍を過ぎた所で、標高一三〇〇米に在る。

カナトコマツリ 鐵床祭 鍛冶職に従ふもの、一月二日鐵床祭を行ふことがあつた。一年の仕事初である。

カナヒラ 金平 能美郡輕海郷に屬する部落。郷村名義抄に、猪俣金平六といふ者が居たから村名になつたと記してある。

カナヒラキンザン 金平金山 能美郡金平の金坑は澤と金平との間に在つた。故に澤の金山とも、澤村山とも、金平山ともいひ、又山下に不動堂あるが故に不動山ともいふた。初め澤村の人で十村であつた源次が明和初年より開坑した所で、源次は安永元年藩より金山御給方主付を命ぜられた。當時業勢甚だ盛で、その産額安永三年に灰吹金二貫四百目、天明元年には七貫三十匁に達し、源次は盡く之を藩に納めて、金二十目に對し通貨銀一貫目の報償を受けた。天明八年二月加賀藩は金平金山を御手山となし、直接之を経営したが、源次の金山方主付たることは舊の如くであつた。次いで寛政八年三月再び源次の自稼山となし、文政二年三月又藩の御手山に復し、同十年源次の子源之丞の自稼山とし、九郎三郎を経て源三郎に至るまで繼續經營した。併し到底舊時の盛況に及ぶを得なかつた故、文久三年三たび藩有として復興に努力したが、尙微々たるを免れず、慶應二年十月更に源三郎の自稼山として、遂に明治年間に入つた。

カナヒラドウザン 金平銅山 天明三年能美郡澤村の十村源次が、金平の地内赤井に開

山した。次いで文政三年加賀藩は之を再興したが、安政二年六月源次の曾孫源三郎の自稼山に命じ、文久三年九月更に御手山となし、廢藩の際自ら政府の有に歸した。

カナフウコク 金生禹谷 金澤の俳人。名は久平。舊姓は押野屋で雪岱の弟であつた。旅宿を營み、雪岱堂と稱し、明治四十二年七十五歳を以て歿した。その先代にも亦禹谷といふものがあつて、文化九年に歿してゐる。

カナミ 鹿波 鳳至郡諸橋郷に屬する部落。文應二年の諸橋六郷田數目録には鹿並に作る。能登名跡志に、『鹿波村へ櫻傳ひ一里あり。よき村なり。一向宗ニ寺あり。此の氏神八幡宮、白山宮兩社祭禮八月十五日也。角力祭として土俵の前に神輿を屏多奉り、三十三番の子供角力あり。肝煎番頭行事にて正しき事也。角力終りて神主森川氏、植鯛一尾充配る也。是の祭料として田三百畑畑千歩寄附あり。能き祭禮なり。』と見え、その八幡宮といふものは、今白山宮に合祀せられてゐる。

カナメイシ 要石 羽咋郡一宮寺家の大穴持像石神社境内に、要石とも地蔵石とも或は地蔵押さへ石とも稱するものがあり、それは長二米、幅一米の閃綠岩である。また鳳至郡小池の東方にも要石が在つて、一に地蔵岩ともいふが、これは高さ丈餘の巨岩で、その前に鳥居を立て、八王子權現と稱する。その他鳳至郡下山の鹿島神社境内にも要石といふものがある。これらの地方ではいづれもこの石があるが爲に會て毀害を受けたことがないといふてゐる。

仕へ、秀頼没落の後浪人となつたが、元和三年前田利常に召出されて千石を領し、承應三年歿。子孫相繼いで藩に仕へる。

カナモリトモナホ 金森知直 通稱景之助。祿千七百石、内二百石與力知。藩末外船渡來の風説あるに及び、藩は知直に能州海岸防備の一番手を命じた。知直は茶湯香花に巧みであつたが、弓馬の道に疎く、未だその出陣の命に接しないに拘らず、文化四年六月廿七日自殺した。享年三十二。藩後その俸を沒收し、文政二年二月子内匠信之を祖父の遺跡として五百石を與へた。

カナモリマサウチ 金森方氏 通稱七之助。金森飛騨守重近入道宗和の子である。重近その父出雲守可重と相善からず、遂に京都に歸して専ら茶道に耽つたが、老後屢加賀に來た。是を以て七之助は寛永二年前田利常に召出され、千五百石を受け、十五年更に五百石を加へ、内二百石を與力知とし、馬廻組に班した。寛文四年三月歿、五十五歳。↓ソウワツリニウ 宗和流。

カナヤ 金屋 能美郡輕海郷に屬する部落。郷村名義抄に、この村に鎧物師があつたから邑名となつたとある。

カナヤ 金屋 羽咋郡散田の内の小字。カナヤイエモン 金谷伊右衛門 初め溝口政勝に仕へ、寛永十一年その請によつて、前田利常に二百石に祿せられ、御馬廻に班し、萬治元年江戸御廣式番となり、翌二年歿した。子孫相繼いで藩に仕へる。

カナヤオババ 金谷御馬場 金谷御殿の屋敷内に在つた馬場をいふ。年代摘要萬治三年

え、翌寛文元年の條に、『堂形、金谷新馬場海砂之儀二月朔申來』ともある。次いで葛巻昌興自記に、『延寶九年三月廿六日金谷屋敷御文庫の前に追廻しの馬場被仰付、頃日有増出來。』といふものは、金谷文庫の前に更に馬場を作つたのである。越智賢三州志來因概覽には、金谷文庫馬場の地、安永四年露地中へ圍ひこみとなつたが、天明二年四月また馬場を作らせられ、これを屏間先馬場と唱へたとある。

カナヤオヒロシキゴヨウ 金谷御廣式御用古へは二御丸御廣式御用、金谷御廣式御用との別稱がなく、單に御廣式御用というて、双方の事務を勤めたが、前田宗成の世子として金谷御殿に住した時初めて別に當役を置かれた。しかし其の姓名は明らかでない。次いで明和八年前田治脩の入國の時、御留守居の内より福嶋武左衛門滿政・笠間宅左衛門政富兩人が之を勤め、其の後組外御番頭永原忠兵衛孝良の命ぜられて以來、組外・定番御馬廻兩御番頭からも之を兼勤することになつた。治脩の卒後文化七年四月十日是等は一同免ぜられ、御留守居堀左兵衛秀親・物頭並三宅權左衛門正路・組外御番頭大脇六郎左衛門直賢の三人が二御丸御廣式御用より兼帯を仰付けられ、文政四年五月三日二御丸御廣式御用が兼帯で當職兼帯を命ぜられた。故に二御丸御廣式御用も金谷御廣式御用も、この後は御留守居番・大組頭以下物頭、又は組外・定番御馬廻兩御番頭の兼帯になつたわけである。

カナヤオヒロシキゴヨウツシ 金谷御廣式御用 其の初は一切不明である。元文六年小坂屋平・庭平元年前田治脩、同三年並岡